

参議院大蔵委員会会議録 第七号

(九〇)

昭和三十七年二月十五日(木曜日)
午前十時三十一分開会

出席者は左の通り。

理事

上林 忠次君
佐野 廣君
永末 英一君
市川 房枝君

委員

大谷 賢雄君

木暮 武太夫君

西川 基五郎君

高橋 鶴君

林屋 亀次郎君

堀 未治君

前田 久吉君

木村 喜八郎君

原島 宏治君

須藤 五郎君

坂入長太郎君

堀江 薫雄君

水上 達三君

柳 満珠雄君

政府委員

大蔵省政務次官

事務局側

参考人

東京銀行頭取

三井物産株式会社取締役社長

全国銀行協会連合会会長

柳 満珠雄君

○参考人(水上達三君) 私、水上達三でございます。私は、貿易を担当しておりますので、日本の貿易を今後推進していくために必要だとというそういう見地から、外國為替銀行法の一部を改正する法律案につきまして、若干の意見を申し上げたいと思います。戦後の日本の銀行の制度は、總司令部の指導で、戦前の日本特有の特殊銀行制度を全廃いたしまして、普通銀行本日の会議に付した案件本日の会議に付した案件

○外國為替銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

「理事上林忠次君委員長席に着く」
○理事(上林忠次君) ただいまから委員会を開きます。

本日は、棚橋委員長が都合により欠席いたしましたので、私が委員長の職務を行なうことになりました。

まず、委員会を代表して、私から参考の方々に一言ございさつ申し上げます。

本日は、御多用中のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

これより、外國為替銀行法の一部を改正する法律案を議題とし、同法律案について、順次、参考の方々から御意見をお述べいただくわけでございま

すが、時間の関係上、一人二十分程度で御意見をまとめていただきまして、それが済みましてから、委員の質疑がござりますから、それにお答えしていただきたいと存じます。

柳参考人は後刻御出席になる予定でござりますので、さつそく水上参考人から始めていただくことにいたします。どうぞよろしくお願いします。水上参考人。

○参考人(水上達三君) 私、水上達三でございます。私は、貿易を担当しておりますので、日本の貿易を今後推進していくために必要だというそういう見地から、外國為替銀行法の一部を改

正する法律案につきまして、若干の意見を申し上げたいと思います。

戦後の日本の銀行の制度は、總司令部の指導で、戦前の日本特有の特殊銀

行制度を全廃いたしまして、普通銀行の急であるということを、ことに最近

一本にしてしまったわけであります

が、その後、わが国の経済の必要性に即しまして、ある程度特殊銀行の復活を見たわけでございます。たとえば日本開発銀行、日本輸出入銀行、長期信用銀行の日本長期信用銀行、日本興業銀行、それから本日ここに關係のある外國為替銀行法があま昭和二十九年四月に制定されたわけであります。

二十九年ごろの日本の貿易の中で、輸出だけ考えてみますといふと、まあ十数億ドルくらいの輸出しかなかつた。現在それが、ことしはまあ四十七億ドルできるかできないかといふ議論をしてる段階でござります。いずれにしましても、非常に貿易の量はふえてきておる。したがつて、その金額が非常にふえてきた。そういうふうなことになっておりますが、私ども貿易業界の使命は、言うまでもなく貿易の振興であるわけであります。それは貿易商社だけの力でできるものではなく、ほかの船会社とか保険会社とか、そういう関連企業との協力ということが重要のは、やはり貿易の決済を担当する為替銀行が強力であるということはもちろんでありますけれども、最も重要なのは、やはり貿易の決済を担当する為替銀行が強力であるということはございます。私は、貿易を担当しておられますので、日本の貿易を今後推進していくために必要だというそういう見地から、外國為替銀行法の一部を改正する法律案につきまして、若干の意見を申し上げたいと思います。

柳参考人は後刻御出席になる予定でござりますので、さつそく水上参考人から始めていただくことにいたします。どうぞよろしくお願いします。水上参考人。

○参考人(水上達三君) 私、水上達三でございます。私は、貿易を担当しておりますので、日本の貿易を今後推進していくために必要だというそういう見地から、外國為替銀行法の一部を改

正する法律案につきまして、若干の意見を申し上げたいと思います。

戦後の日本の銀行の制度は、總司令部の指導で、戦前の日本特有の特殊銀

行制度を全廃いたしまして、普通銀行の急であるということを、ことに最近

の輸出促進を呼ばれる現状からいたし

て、特に痛感するわけであります。為替銀行の強化というのは、まあ組織の拡充とか、店舗の増強とか、いろいろあるわけですが、一番必要なのは、やはり資金の充実、資金を充実していただ

くということになるわけであります。この間、実は為替、國際金融のオソリティといわれておりますトリフィン教授が日本に來たとき、私もその会合で教授に指摘したのであります。が、それで、最近は、戦後世界的に貿易が長期化してきた。

御承知のように、長いになりますと十数年になるものがあるわけであります。これは特例といつても、だんだん特例でなくなりつつある傾向にありますけれども、そういうふうな傾向でござりますので、この長期化に對応する為替方面的対策といふものが非常に必要になつてきているわけであります。しかし、なかなかそれを今調達する方法がないわけであります。そこで、そういう長いものを一挙にどうということが、銀行の資金も自然取引の長期化によるものですが、約十年近く前になると、それが、銀行の資金も自然取引の長期化によるものですが、約十年近く前になると、外貨金融を過ぎた金融、いわゆる「はね返り」といわれております円金融になりますが、生産資金として出す、そういうふうなものが円を必要とする取引のおもなものではないかと思ふのであります。

現在の為替専門銀行法制定当時、私はそれに関連しまして三点主張したことがあります。外貨の嚴格な国有化制度、今そうであります。そういう国有制度を緩和して、これをできるだけ早く民有に切りかえる。第二は、資本金融分野の確立、すなわち貿易面における商社金融とメーカー金融を分けます。現在では商社負担の分が相当長過ぎる。ですから、商社が非常な金融機関の仕事をやらざるを得ないというふ

うなことになつております。第三点は、外貨金融と円金融の分離、ということは、為替専門銀行の外貨金融機能の強化ということになるわけござります。そういうことを主張したことがあるのですが、これらはその後何がしか政府の施策によりましてそういう方向に進んできてはおります。さてはおられますけれども、まだまだの感が深い。

そこで、私は、今度東京銀行が所要資金を安定的に、金融債を発行しまして、それによつて資金調達の道を開くということは、およそ貿易をやっておるものとしましては、私個人としてはもちろんのこと、貿易業界といいたしましても全部賛意を表しておるところであります。まあ資金調達の方法とかなんかつきましたは、これはすでに金融制度調査会等で十分検討されておることでござりますので、私はまた専門会議に参りましては、あの六カ国などの生活の程度から見ますといふことは、それで御承知の、今までの輸出をしておりましたE E C諸国、あるいは輸出をしております。フランスあたりで一四%ぐらいになつておるかと思ひますが、それで御承知の、今までの輸出が非常に大事だといふことが國民の世論にもなつてゐるといふように、こういうふうにお取り上げになつたということは、たいへんけつこうなことだと想ひます。

現状では四十七億ドルの輸出をするかしないか、できるかできないかといふようなことがまあ論議されているといふことでござりますが、約倍余りのもののが、一舉に一八%ぐらいできればそういふ計算になるということですございまして、日本が一八%ぐらいの輸出をしたならば、それならどのくらいの輸出額にとなるだらうかという推算をしてみます」といふことです。

○理事(上林忠次君) それでは、堀江さんに一応やつてもらいまして、またまとめて質問したいと思いますが……。それで堀江さん、どうぞ。
 ○参考人(堀江薰雄君) 堀江薰雄でございます。外國為替銀行法一部改正法案の御審議にあたりまして、参考人として御説明申し上げる機会を賜わりましたことを厚くお礼を申し上げます。が、一挙に一八%ぐらいできればそういふ計算になるということですございまして、日本はこの国民の生活水準を上げて、なお國際的に日本の立場において協力するという使命を果たすためには、やはり西独、イギリスぐらいの、一八%ぐらいの輸出をしていくのがいいのじやないか。

そのためには、現在の為替専門銀行である東京銀行の資金状態は、ここに頭取がおられます、はなはだ貧弱な仕方がないし、そなかといつてあまり小さいことを望んでおりますといふままで、一体それじや日本は幾らぐらいい輸出をこれからしていくべきですか。限界のない希望を持つてもこれは輸出の目標といつてあります。

うなことになつております。第三点は、外貨金融と円金融の分離、ということは、為替専門銀行の外貨金融機能の強化ということになるわけござります。そういうことを主張したことがあるのですが、これらはその後何がしか政府の施策によりましてそういう方向に進んできてはおります。さてはおられますけれども、まだまだの感が深い。

そこで、私は、今度東京銀行が所要資金を安定的に、金融債を発行しまして、それによつて資金調達の道を開くということは、およそ貿易をやっておるものとしましては、私個人としてはもちろんのこと、貿易業界といいたしましても全部賛意を表しておるところであります。まあ資金調達の方法とかなんかつましたは、これはすでに金融

融制度調査会等で十分検討されておることでござりますので、私はまた専門会議に参りましては、あの六カ国などの生活の程度から見ますといふことは、それで御承知の、今までの輸出が非常に大事だといふことが國民の世論にもなつてゐるといふように、こういうふうにお取り上げになつたということは、たいへんけつこうなことだと想ひます。

簡単であります、私の考えの一端を申し上げまして、御参考に供したいと思います。

○理事(上林忠次君) それでは、堀江さんに一応やつてもらいまして、またまとめて質問したいと思いますが……。それで堀江さん、どうぞ。
 ○参考人(堀江薰雄君) 堀江薰雄でございます。外國為替銀行法一部改正法案の御審議にあたりまして、参考人として御説明申し上げる機会を賜わりましたことを厚くお礼を申し上げます。が、一挙に一八%ぐらいできればそういふ計算になるということですございまして、日本はこの国民の生活水準を上げて、なお國際的に日本の立場において協力するという使命を果たすためには、やはり西独、イギリスぐらいの、一八%ぐらいの輸出をしていくのがいいのじやないか。

そのためには、現在の為替専門銀行である東京銀行の資金状態は、ここに頭取がおられます、はなはだ貧弱な仕方がないし、そなかといつてあまり小さいことを望んでおりますといふままで、一体それじや日本は幾らぐらいい輸出をこれからしていくべきですか。限界のない希望を持つてもこれは輸出の目標といつてあります。

うなことになつております。第三点は、外貨金融と円金融の分離、ということは、為替専門銀行の外貨金融機能の強化ということになるわけござります。そういうことを主張したことがあるのですが、これらはその後何がしか政府の施策によりましてそういう方向に進んできてはおります。さてはおられますけれども、まだまだの感が深い。

そこで、私は、今度東京銀行が所要資金を安定的に、金融債を発行しまして、それによつて資金調達の道を開くということは、およそ貿易をやっておるものとしましては、私個人としてはもちろんのこと、貿易業界といいたしましても全部賛意を表しておるところであります。まあ資金調達の方法とかなんかつましたは、これはすでに金融

融制度調査会等で十分検討されておることでござりますので、私はまた専門会議に参りましては、あの六カ国などの生活の程度から見ますといふことは、それで御承知の、今までの輸出が非常に大事だといふことが國民の世論にもなつてゐるといふように、こういうふうにお取り上げになつたということは、たいへんけつこうなことだと想ひます。

簡単であります、私の考えの一端を申し上げまして、御参考に供したいと思います。

○理事(上林忠次君) それでは、堀江さんに一応やつてもらいまして、またまとめて質問したいと思いますが……。それで堀江さん、どうぞ。
 ○参考人(堀江薰雄君) 堀江薰雄でございます。外國為替銀行法一部改正法案の御審議にあたりまして、参考人として御説明申し上げる機会を賜わりましたことを厚くお礼を申し上げます。が、一挙に一八%ぐらいできればそういふ計算になるということですございまして、日本はこの国民の生活水準を上げて、なお國際的に日本の立場において協力するという使命を果たすためには、やはり西独、イギリスぐらいの、一八%ぐらいの輸出をしていくのがいいのじやないか。

そのためには、現在の為替専門銀行である東京銀行の資金状態は、ここに頭取がおられます、はなはだ貧弱な仕方がないし、そなかといつてあまり小さいことを望んでおりますといふままで、一体それじや日本は幾らぐらいい輸出をこれからしていくべきですか。限界のない希望を持つてもこれは輸出の目標といつてあります。

うなことになつております。第三点は、外貨金融と円金融の分離、ということは、為替専門銀行の外貨金融機能の強化ということになるわけござります。そういうことを主張したことがあるのですが、これらはその後何がしか政府の施策によりましてそういう方向に進んできてはおります。さてはおられますけれども、まだまだの感が深い。

機能も全般的に低下せざるを得ないわけがあります。

ところで、この重要な業務、つまり為替資金の運用量がどういうふうに伸びて参ったかといったことを申し上げたいと思いますが、まず第一に、外貨資金であります。専門銀行移行当初の昭和二十九年には、東京銀行の運用外貨資金は一億ドル見当にすぎませんでした。これが現在では十億ドル余り、つまり十倍に伸びております。また、専門銀行設立の効果、效能をいたしましては、設立後わずか一年以内に、御存じの方もおありかと思いますが、例のL・U・A制度という日本の銀行の対外為替取引に政府が保証をしていました、その保証をはずすことができました。そのため、日本側銀行が著しく改められたわけでありました。日本側銀行全般の立場が著しく改善されるに至つたのであります。これも不要になり、また外銀からの借り入れ条件も緩和されるといったようになります。また、日本の銀行発行の信用状にそれまで要求されておりました外銀の保証や担保金の差し入れも不要になり、また外銀からの借り入れ条件も緩和されるといったようになります。それでもおっぱら外国銀行にのみ預託されておりました日本の外貨一部が漸次専門銀行に預けかえられ、実力がつきまして結果、これを端緒として外銀側が譲歩を余儀なくせられたためであると見ます。この政

府外貨の預託ということは、為替専門銀行法成立の際の国会の附帯決議の中でも、低利円資金の供給等と並んで参りました秋のこととござりまするが、米国で、在米外銀ではきわめてその数が少く受け手形を連銀の再割適格手形として取り扱うという通知を受けました。連銀からこの取り扱いを認められておるのは、米国の銀行でも一流銀行のみです。在米外銀ではきわめてその数が少ないのであります。このことは、東銀が国際為替金融市場でファースト・クラスの銀行として認められたことを意味するだけではなくて、海外市場での日本銀行の外貨調達力、ひいては國の外貨準備にも大きなプラスをもたらすことになったわけだと思つてあります。

それで、外貨調達の現状について申しますと、日本政府からの預託を除きまして、第一に、英米等外銀からの貿易資金借り入れワクは、ただいま私どもとしまして四億五千万ドルに達しておりますと、現在実際に使用、借り入れておる額がこのうち三億三千万ドルであります。第二に、海外金融市场での預金並びにコール資金等が、私ども現在一億二千万ドル持つております。第三に、御承知のユーロ・ダラー、自由円預金等の国際短資一億五千万ドル。合計六億数千万ドル現在調達し、なお外貨借り入れワクを多少余しておるといった現状であります。これらはそのままわが国貿易の拡大資金として、あるいは海外進出企業の運転力がつきまして結果、これを端緒として外銀側が譲歩を余儀なくせられたためであると見ます。この政

府外貨の預託といふことは、為替専門銀行法成立の際の国会の附帯決議の中でも、低利円資金の供給等と並んで参りました秋のこととござりまするが、米国は今、水上さんからもお話をありますように、東京銀行といたしましては、専門銀行移行以来一貫してその不足に悩まされてきたというのがいつわらざる事情でございます。

そもそも、為替銀行法制定の趣旨は、その当時の公式説明にもありますとおり、国際金融市場で外国銀行と比較しながら為替取引及び貿易金融に専念肩得する能力と信用を持ち、国内的に他の為替銀行と協調補完の関係を保持しながら為替取引及び貿易金融に専念するということにあつたわけであり、専門銀行を中核として日本の為替銀行界の秩序を維持していく、一体となつて日本貿易の発展に寄与することにある 것입니다。こういった機能と申しますと、債務と申しますと申しますが、この貿易業といふ業種において日本支店が制限されてしまうことと存じます。政府当局は、円資金の安定調達源たるべき円がおりますが、このうち一千百人は海外支店や海外駐在員事務所の要員としても含め、ほぼ世界の主要地域大半を網羅いたしております。次に、スタッフの人員のほうであります。現在私ども四千五百人の行員もこれら海外勤務の経験者が多数配

置せられ、為替専門銀行によさわしい陣容を整えております。このように十分専門化された多数の行員が、内外取引につき多岐多様の業務に従事しております。たとえば、お聞き及びと存じますのが、最近まとまりましたスイネットワークの中で密接な連係を保ちながら、為替取引、貿易金融及び国際間取引につき多岐多様の業務に従事しております。たとえば、お聞き及びと存じますのが、最近まとまりましたスイネットワークの中では海外支店網とか、それに資本、この三つの充実を必要としたと見えます。このうち円資金を除きますと、これまでの預金並びにコール資金等が、私ども現在一億二千万ドル持つております。第三に、御承知のユーロ・ダラー、自由円預金等の国際短資一億五千万ドル。合計六億数千万ドル現在調達し、なお外貨借り入れワクを多少余しておるといった現状であります。これらはそのままわが国貿易の拡大資金として、あるいは海外進出企業の運転力がつきまして結果、これを端緒として外銀側が譲歩を余儀なくせられたためであると見ます。この政

府外貨の預託といふことは、為替専門銀行法成立の際の国会の附帯決議の中でも、低利円資金の供給等と並んで参りました秋のこととござりまするが、米国

は、その当時の公式説明にもありますとおり、国際金融市場で外国銀行と比較しながら為替取引及び貿易金融に専念肩得する能力と信用を持ち、国内的に他の為替銀行と協調補完の関係を保持しながら為替取引及び貿易金融に専念肩得する能力と信用を持ち、国内的に

貿易為替店本位の形になつておる。第二に、預金増強に効果の大きい純国内銀行が専門銀行と協調補完の関係を保ちながら、為替取引、貿易金融及び国際間取引につき多岐多様の業務に従事しております。たとえば、お聞き及びと存じますのが、最近まとまりましたスイネットワークの中では海外支店網とか、それに資本、この三つの充実を必要としたと見えます。このうち円資金を除きますと、これまでの預金並びにコール資金等が、私ども現在一億二千万ドル持つております。第三に、御承知のユーロ・ダラー、自由円預金等の国際短資一億五千万ドル。合計六億数千万ドル現在調達し、なお外貨借り入れワクを多少余しておるといった現状であります。これらはそのままわが国貿易の拡大資金として、あるいは海外進出企業の運転力がつきまして結果、これを端緒として外銀側が譲歩を余儀なくせられたためであると見ます。この政

府外貨の預託といふことは、為替専門銀行法成立の際の国会の附帯決議の中でも、低利円資金の供給等と並んで参りました秋のこととござりまするが、米国

は、まだ一つ、円資金面であります。

外貨資金面は、以上で御理解いただけます。外貨資金として活用され、あわせてわが国外貨準備の補強にも役立つておると思ふのであります。

次に円資金でござりまするが、これ

調達のパイプを引く必要が生じてきたわけであります。政府当局とされましても、その必要性をお認めになり、昨年金融制度調査会を招集、前後四回にわたって審議の上提出された答申の線に沿つて、今般改正法案を国会へ上程される運びとなりました事情は、すでに御高承のとおりであります。金融制度調査会での審議及び答申の内容につきましては、委員の一人として市中銀行を代表されて参加されておりました、ここにおられます柳さんから御説明があることと存じます。

本改正法案が成立し、金融債發行が可能となりますると、当行現在の資本金及び準備金は約二百三十億円でござりまするの、その五倍として約一千五百億円の限度まで発行が可能となるわけであります。加えて、今後毎期積立金が累積して参ることも勘案いたしますすると、発行消化が円滑に参りまする限り、当行の円資金問題は相当改善の方向に向こうものと考えます。

なお、当行と一般為替銀行との協調關係を確立し、業界に公正な競争が行なわれる秩序を作つていくことが、為替専門銀行設立にあつたの御要請であったわけであります。私どもいたしましては、専門銀行設立当初から、この点につきましても大いに努力を傾けてきたところでございます。幸いに一昨年あたりから各銀行との協調、話し合いも急速に進みまして、そ

の結果では、第一に、すべての為替銀行と東京銀行との間にコルレス契約が締結されました。第二に、このコルレス契約を通ずる為替取引も年間五億六千万ドルに及んでおります。第

三に、また大部分の銀行が東京銀行にて外貨勘定を持つに至りました。第四に、当行はこれら為替銀行に対し、合計一億二千万ドルの外貨資金を供与しております。第五に、このような業務の提携交流の強化とともに、すべての甲種為替銀行は東京銀行株式の相当数を保有して資本参加をするに至りました。それから第六に、また当行として日本貿易会会长の稻垣平太郎さんも取締役として経営に御参加いただいております。このように協調關係をもとに、さしあたり金融債の主要な発行先としましては、甲種及び乙種為替銀行、すなわち市中銀行と地方銀行をめどにさせていただいている次第であります。

私どもいたしましては、今後とも

一そう日本の貿易発展にお役に立ち得るよう、同時にまた、わが国為替金融

界全般のお役にも立ち得るよう、當行

の内容や機能をさらに充実させて参りたい、かように考えておりまするの

で、皆様方御審議にあたりましても、

格別の御理解を賜わりますとともに、

今後とも御支援、御指導のほどお願ひ申し上げます。貴重なお時間を御清聴賜わりまして、まことにありがとうございました。

○理事(上林忠次君) ありがとうございます。

法の一部を改正する法律案につきまし

て、御意見を先ほどから聞いておりましたが、柳さんの御意見、なるべく二十分間くらいにおまとめいただきまして、これが済んでから、御三方一緒に皆さんからの御質問を受けていただきたいと思います。それは、柳さん、お願いいたしまして、第六に、また当行としての経営をオーブンにいたしまして、金融界代表として元全国銀行協会会長の小笠原光雄さんを当行取締役にお迎えし、同時に、貿易界代表としてお迎えしてから御説明があることと存じます。

もその経営をオーブンにいたしまして、金融界を保有して資本参加をするに至りました。第五に、このような業務

の提携交流の強化とともに、すべての

甲種為替銀行は東京銀行株式の相当数

を保有して資本参加をするに至りました。第六に、また当行として

日本貿易会会长の稻垣平太郎さんも取

締役として経営に御参加いただいてお

る次第であります。このような協調関係をもとに、さしあたり金融債の主要

な発行先としましては、甲種及び乙種為替銀行、すなわち市中銀行と地方銀行

をめどにさせていただいている次第で

あります。

○参考人(柳満珠雄君) ちょっとと、私、

自分の銀行の都合でおくれまして、た

いへん失礼いたしました。ただいまか

らお話を申し上げたいと思います。

まず、劈頭に申し上げたいと思いま

すのは、この法案に対する私の意見は

賛成でございます。

私は、為替専門銀行の資金調達の方

式について諸問のありました昨年の金

融制度調査会におきまして、為替銀行

を代表いたしまして、委員として審議

に当たりました。この際、本件に関する

一般為替銀行の基本的な考え方につ

いて申し述べたいと存じます。

まず、昭和二十九年の為替専門銀行

発足から今日に至るまでの為替銀行界

の状況を、ここでちょっと振り返つて

見ますと、為替銀行法が提案されまし

た当時におきましては、すでに外国為

替業務に従事しておりました一般の為

替銀行は、大体においてこれに反対意

見であったといふべきがございま

した。つまり、すでに活躍中であります

ところです。それがいたずらに行き過ぎ

ました。しかし、われわれ業界の問題とい

う点では、私の口から申すのははなはだ

遺憾でございますが、顧みまして、ま

だ十分なものではなかつたものと言ひ

得ると思うのであります。

しかし、われわれ業界の問題とい

う点では、公正な競争はもちろんけつ

らなつては、貿易為替業務に従事する銀

行の公共的使命にかんがみましても好

いと思います。その結果が、ひいてはわ

かわるという面もござります。そこ

で、ここ一两年にわたりまして、過去

の反省もありまして、業界の問題とし

て為替銀行間の協調態勢確立の必要と

いうものが論ぜられるようになります。

そこで、金子さんからお話をうけまし

て、ほんどの為替銀行が話し合いの

上、東京銀行の株式を保有するとい

う話を進めまして参りました。これはそ

ういう協調機運の明確化してきたもの

と申すことができると思ひます。

ところで、昨年来の金融逼迫の実情につきましては、今さらここで申し上げることもないところであります。それがまず金融機関の金詰まりから始まりますこと、これも御承知のとおり存じます。かような際に、専門銀行である東京銀行においては、特にその預金吸収網が少ないのと、業務の特殊性のために、その資金繰りの窮屈は十分察せられるところでありまして、行である東京銀行においては、特にその預金吸収網が少ないので、業務のため、その資金繰りの窮屈は存じます。かよだな際に、専門銀行である東京銀行においては、特にその預金吸収網が少ないので、業務のため、その資金繰りの窮屈は存じます。かよだな際に、専門銀行である東京銀行においては、特にその預金吸収網が少ないので、業務のため、その資金繰りの窮屈は存じます。

そこで、行政当局、日本銀行、東京銀行、それおおきましても、特に円資金の

調達には御苦心のあつたところと思ひます、やはり当初予想されましたようなコール市場の安定とか、金融環境の手段もいろいろ考えたところでございました。現状においては、まだ不足なものがございました。

では、協調機運を基盤として、同業者が預金とか、金融機関の借入金とか、他の手段もいろいろ考えたところでございました。かよだな情勢におきまして、昨年六月、大蔵大臣から、金融制度調査会に対しまして本問題の諮問があつたわけであります。為替銀行の代表としまして委員を勤めておりました私の第一に考えましたことは、前申しましたような協調機運の中にありまして、これはまず業界内の問題として対処する方法はないかということであります。もう一步具体的に申しますと、根本的な全体の金融制度、金融機構の問題として考えるべきことはもちろんといたしましても、まず何よりも当然のことではありますけれども、われわれ業界の問題として解決したいといふことでございました。

かようにしまして、調査会における審議の結果は御承知のとおり存じますので、詳しくは触れませんが、まず東京銀行の実情につきましては、何らかの安定的資金の導入が必要であり、東京銀行の支援のためには金融界に醸成されてきた協調機運といふ、これを助成する基盤があるということが私たちの議論の出発点でございました。そこで、具体的に問題となることは、第一に、まず安定資金調達の方法

でございますが、これは為替専門銀行であると、こういうふうに考えられたわけでござります。

さらに第四に、具体的な発行条件、度調査会に對しまして本問題の諮問があつたわけであります。現状においては、協調機運を基盤として、同業者が預金とか、金融機関の借入金とか、他の手段もいろいろ考えたところでございました。かよだな情勢におきまして、昨年六月、大蔵大臣から、金融制度調査会に対しまして本問題の諮問があつたわけであります。現状においては、まだ不足なものがございました。

では、協調機運を基盤として、同業者が預金とか、金融機関の借入金とか、他の手段もいろいろ考えたところでございました。かよだな情勢におきまして、昨年六月、大蔵大臣から、金融制度調査会に対しまして本問題の諮問があつたわけであります。現状においては、まだ不足なものがございました。

それから、第二に、債券の発行によるところが、本来、為替専門銀行の業務は、預金とこれを補完する借り入れ

との資金調達の基盤として運営されるものであります。業界内でもかれこれ意見があつたのでございますが、協調基盤の確立に役立つものとして認めよう、こういうことになつたのでござります。

次いで、債券の発行は、以上のように資本の実なる調達源を補完するものであります。かつて、いわば現在の正常な専門銀行の性格から、債券の発行の度は自己資本の五倍に設定することが、これらの趣旨を盛り込んで、か

つ、専門銀行の運営にも支障はない線であると、こういうふうに考えられたわけでござります。

さらに第四に、具体的な発行条件、度調査会に對しまして本問題の諮問があつたわけでございます。

そこで、行政当局、日本銀行、東京銀行、それおおきましても、特に円資金の調達には御苦心のあつたところと思ひます、やはり当初予想されましたようなコール市場の安定とか、金融環境の手段もいろいろ考えたところでございました。現状においては、まだ不足なものがございました。

では、協調機運を基盤として、同業者が預金とか、金融機関の借入金とか、他の手段もいろいろ考えたところでございました。かよだな情勢におきまして、昨年六月、大蔵大臣から、金融制度調査会に対しまして本問題の諮問があつたわけであります。現状においては、まだ不足なものがございました。

それから、第二に、債券の発行によるところが、本来、為替専門銀行の業務は、預金とこれを補完する借り入れとの資金調達の基盤として運営されるものであります。業界内でもかれこれ意見があつたのでございますが、協調基盤の確立に役立つものとして認めよう、こういうことになつたのでござります。

次いで、債券の発行は、以上のように資本の実なる調達源を補完するものであります。かつて、いわば現在の正常な専門銀行の性格から、債券の発行の度は自己資本の五倍に設定することが、これらの趣旨を盛り込んで、か

つたわけでございますけれども、その中で若干は漸次その方向に向かっていることをやるという段階ではもちろんあります。しかし、貿易を振興する、それから銀行者、消化先の採算をうながすことがござります。

つまり第四に、具体的な発行条件、度調査会に對しまして本問題の諮問があつたわけでございます。

そこで、行政当局、日本銀行、東京銀行、それおおきましても、特に円資金の調達には御苦心のあつたところと思ひます、やはり当初予想されましたようなコール市場の安定とか、金融環境の手段もいろいろ考えたところでございました。現状においては、まだ不足なものがございました。

では、協調機運を基盤として、同業者が預金とか、金融機関の借入金とか、他の手段もいろいろ考えたところでございました。かよだな情勢におきまして、昨年六月、大蔵大臣から、金融制度調査会に対しまして本問題の諮問があつたわけであります。現状においては、まだ不足なものがございました。

それから、第二に、債券の発行によるところが、本来、為替専門銀行の業務は、預金とこれを補完する借り入れとの資金調達の基盤として運営されるものであります。業界内でもかれこれ意見があつたのでございますが、協調基盤の確立に役立つものとして認めよう、こういうことになつたのでござります。

次いで、債券の発行は、以上のように資本の実なる調達源を補完するものであります。かつて、いわば現在の正常な専門銀行の性格から、債券の発行の度は自己資本の五倍に設定することが、これらの趣旨を盛り込んで、か

というのには、甲種、乙種ございます
が、これはみんな主体に全部入るとい
うことになると思うのです。同時に、
これは、金融債は、ただ東銀債だけで
ございませんで、御承知のとおり、興
長銀債もある。それからまた不動産銀
行債がある。そういうものがございま
すから、そういうふうな既存の金融債
発行銀行との関係も考慮してやらなけ
ればならないという問題でございまし
て、今ここで直ちに、今日の状態を
もつてすれば非常にむずかしい、しか
し、今ここで今後の起債市場、一般金
融情勢というものを予想することもで
きませんけれども、しかし、そのとき
どきの金融情勢、起債市場の情勢に応
じまして、これをやつしていく必要があ
る。そのため協議会を設けて、そう
してその協議会には日本銀行、それか
ら東京銀行、それから一般の引き受け
に關係あるものがこれに入りまして、
そうしてその情勢を勘案してどの程度
にしていくかということをきめてい
く、こういう考え方なんです。

○木村福八郎君 これは貿易金融、産業金融全体をあわせてやはり考
えなければならぬ問題だと思うのですがね。

一方では設備投資のために行き過ぎが
ある、それで貿易が赤字になつたとい
うこともあるのですがね。そういう面

と、設備投資のほうの面と貿易金融と
いうものと、やはり調整をしていかな
ければならぬと思うのですがね。それ

を調整しないで、東銀が債券を発行す
る。そうすると、それを市中銀行で消
化するとしても、この市中銀行の貸し
出しのほうにやはり影響があるわけで
すね。他の方面に対する貸し出しに影
響があるわけですね。ですから、全体

的な調整を考えませんと、やはりどこ
かがしわ寄せを受けるということにな
ることになると思うのです。同時に、
これは、金融債は、ただ東銀債だけで
ございませんで、御承知のとおり、興
長銀債もある。それからまた不動産銀
行債がある。そういうものがございま
すから、そういうふうな既存の金融債
発行銀行との関係も考慮してやらなけ
ればならないという問題でございまし
て、今ここで直ちに、今日の状態を
もつてすれば非常にむずかしい、しか
し、今ここで今後の起債市場、一般金
融情勢というものを予想することもで
きませんけれども、しかし、そのとき
どきの金融情勢、起債市場の情勢に応
じまして、これをやつしていく必要があ
る。そのため協議会を設けて、そう
してその協議会には日本銀行、それか
ら東京銀行、それから一般の引き受け
に關係あるものがこれに入りまして、
そうしてその情勢を勘案してどの程度
にしていくかということをきめてい
く、こういう考え方なんです。

○参考人(柳満珠雄君) お答え申し上
げます。それは木村先生のおっしゃる
とおりなんです。確かに金融全般に影
響があることは確かでございますが、そ

して、そうしてその協議会において全体
を勘案してやつていくと、こういうこ
とでございます。

○木村福八郎君 けつこうでございま
す。

○永末英一君 先ほど柳さんの御説明
で、今回の措置は過渡的であり暫定的
である。このう御説明がありま
した。そこで、今度の東銀債の発行
で予定せられている限度額というの

は、現在の貿易量を一応見込んで勘案
されていると思うのです。ところで、
現在の貿易量は、所得倍増計画でもど
うなんどん伸びていくわけですから、どれ

くらいの貿易量がこれでカバーできる
とお考へか。さらにまた、それを突破
していく場合には、またこの債券の發
行額の限度を上げたり、あるいはまた

預金としてわれわれのほうから出す、
あるいは借入金として出すとかいうよ
うなことになると、今日の金融情勢で
はコールのようないい金利のものに引
きずられてしまう、こういうことでは
東京銀行にとって不利である、それ
から不安定である。したがつて、これ

は今度の債券発行というようなことでい
て、まあ理想的とか完璧とは申せませ
んし、同時に、長い将来の先のことま
でも考へられませんけれども、さしあ
たりはこれでやつていけると考へてお
るのをございます。お答えになります
かどうか……。

○参考人(柳満珠雄君) お答え申し上
げます。今の柳さんのお答えで大体分
かるところを期付いたしておるわけであり
ます。御承知のとおり、私ども銀行の
前身である横浜正金銀行の円資金調達
は、日本銀行からの市中借り入れ金の
ほかに、主としてはコール市場から
コールを取つてやつておつたわけであ
ります。戦前の東京金融市场、大阪金融

市場といふものはかなり大きなもので
あります。御承知のとおり、私ども銀行の
金利を通過して余裕資金あるいは不足資金を
通じて余裕資金あるいは不足資金を

あるいは金利操作の効果があつたわけ
であります。ところが、戦後の市場が、
こういうほんとうの正常な金融の市場
が回復しておりますから、

とも、金融の正常化といつた題目とみ
んな取り組んでおられますので、いつ
の日かやはり金融市場は正常化され
ければならない。そのことを期待しな
がら私ども考へておるわけでありま
す。現在金融制度調査会におかれま
して毎年自己資本の増加は約二十億
円から千二百億ぐらいの限度である。

そこへ毎年百億ずつのワクがふえてい
く。これをかりに毎年五十億の債券を
発行していくと、それだけ残高が

約二十四年くらいは出していけると、
こういうようないう勘定になる。もし二百
億の計算でやれば、これは十二年とい
うようなことで相当余裕があるもので
あるというふうな考え方で、大体五倍

くらいが適当ではないかということに
きめたわけでございます。その大きな
日本の貿易量がどうだこうだというこ
とで言つたというわけではございませ
ん。

○参考人(柳満珠雄君) お答え申し上
げます。今の柳さんのお答えで大体分
かるところを期付いたしておるわけであり
ます。御承知のとおり、私ども銀行の
前身である横浜正金銀行の円資金調達
は、日本銀行からの市中借り入れ金の
ほかに、主としてはコール市場から
コールを取つてやつておつたわけであ
ります。戦前の東京金融市场、大阪金融

市場といふものはかなり大きなもので
あります。御承知のとおり、私ども銀行の
金利を通過して余裕資金あるいは不足資金を

あるいは金利操作の効果があつたわけ
であります。ところが、戦後の市場が、
こういうほんとうの正常な金融の市場
が回復しておりますから、

とも、金融の正常化といつた題目とみ
んな取り組んでおられますので、いつ
の日かやはり金融市場は正常化され
ければならない。そのことを期待しな
がら私ども考へておるわけでありま
す。現在金融制度調査会におかれま
して毎年自己資本の増加は約二十億
円から千二百億ぐらいの限度である。

そこへ毎年百億ずつのワクがふえてい
く。これをかりに毎年五十億の債券を

発行していくと、それだけ残高が

約二十四年くらいは出していけると、
こういうようないう勘定になる。もし二百
億の計算でやれば、これは十二年とい
うようなことで相当余裕があるもので
あるというふうな考え方で、大体五倍

くらいが適当ではないかということに
きめたわけでございます。その大きな
日本の貿易量がどうだこうだというこ
とで言つたというわけではございませ
ん。

○参考人(柳満珠雄君) ちよつと補足
させていただきますが、今堀江さんの
おつやつたとおりなんでございます
が、なお東銀の所要資金量を、先ほど
申し上げましたように、貸し出しと同
時に東京銀行の預金量というものがど
うかといふに、大体その辺が
いいのじやないかといふに考えて
おります。先ほど東銀の預金量といふ
ものを、現在の預金量を、今後預金が
ふえるというようなことを考へ入れ
まして、まず五倍の程度がいいのじや

ないか、こういうように考えたので、補足させていただきます。

○永末英一君 そうしますと、近い将来この種の問題が起るといふこと

は、今のところはございませんね。

○参考人(柳満珠雄君) これは日本の経済の発展、輸出貿易はどうなるかと

いうことなんですが、これはいろいろ考えられるのです。率直に申します

と、為替専門銀行、為替銀行のシェア

の問題であるとか、いろいろございま

す。現在為替専門銀行としての東銀の

貿易金融において占めるシェアの問題

といふものと、ほかの銀行のシェアと

いうものが現在のままであれば、今

程度で私はいいのじやないか、こうい

うふうに考えます。

○木村祐八郎君 債券利回りはどの

くらいなんですか。やはりコストを安くしなければならぬというお話をあり

ました。

○参考人(堀江薰雄君) 債券発行のこ

まかい実際の問題につきましては、い

ずれ国会で改正法案が通過してから具

体化いたしますし、その際に大蔵

省、日本銀行といった当局に、金融界

あるいは証券界、そちらとも御相談

し、またすでに発行しております既

存の債券発行銀行、これらとの均衡も

考えまして慎重に考えたいと思います

が、まあ既存の金融債五年ものが大体

七・三%見当でございますので、私ど

もの場合二、三年ものの発行を考えておりますので、もちろんそれより安い

金利になるものと思ひます。いずれ国

会でこれを可決していただいて後に、

具体的にそれぞれ相談して善処したい

と考えます。

○木村祐八郎君 貿易金融ですから、

そんなに高い金を使うわけにいかない

でしようが、そうすると、その消化は

非常に困難で、結局は銀行が引き受け

るということになるかも知れないと思

うんですね。そうすると、今後ずっと

一般に消化されるということは困難で

はないかと思うんですが、その点はどう

なんでしょうかね。

○参考人(堀江薰雄君) お答え申し上

げます。貿易金融と申しましても、よく

短期の外為替資金とか、あるいは六十

日といったような短期の為替前貸し資

金ですと、御承知のように、現在日本

銀行の適格手形再割制度というものが

あります。つまりどちらのほうにも有利な点

でのいわば市場金利というものがあり

ますから、それを基準にして、かつ、

安全確実にという建前で運用しておら

れるわけです。一応その土地の客観

的金利水準があるわけですね。それで

これに期待しておりますのは、むしろ

不足資金とか、あるいは多少中期の輸

出金融とか、円貨、外貨両方考えます

が、そういうものでございます。そ

の際に、全体のからみから申します

と、私ども、先ほど申しましたよう

に、外貨資金もかなり豊富に持つてお

ります。これは金利がかなり低いもの

であります。それから円貨資金につき

ましても八百億の預金のコストはかな

り低いものであります。そういうも

のがあります。それで、採算も合うわけでありまして、六

分ないし七分でも採算がとれるわけで

あります。そういう点を中心として考

えておるのであります。

○木村祐八郎君 そうすると、全体を

ひっくるめてコストを考えるとなる

と、政府の保有外貨の運用というこ

と、これもやはり問題になるんじやな

いですか。もう少し、政府が外銀にば

かり預託していないで、日本の為替銀

行にも運用させるということも考える

べきじゃないかと思うんですがね。

○参考人(堀江薰雄君) その点はお話

のとおりでございますが、政府とい

たされましても、ニューヨークなら

ニューヨーク、ロンドンならロンドン

でござります。これはどちらのほうにも有利な点

であります。市場金利というものがあり

ますから、それを基準にして、かつ、

安全確実にという建前で運用しておら

れるわけです。一応その土地の客観

的金利水準があるわけですね。それで

これに期待しておりますのは、むしろ

不足資金とか、あるいは多少中期の輸

出金融とか、円貨、外貨両方考えます

が、そういうものでございます。そ

の際に、全体のからみから申します

と、私ども、先ほど申しましたよう

に、外貨資金もかなり豊富に持つてお

ります。これは金利がかなり低いもの

であります。それから円貨資金につき

ましても八百億の預金のコストはかな

り低いものであります。そういうも

のがあります。それで、採算も合うわけ

であります。そういう点を中心として考

えておるのであります。

○木村祐八郎君 そうすると、全体を

ひっくるめてコストを考えるとなる

いうことになるかと思うのですが、現

在はそういう建前で二十五店あるだけ

でございます。

○須藤五郎君 地方に支店を非常に

多くふやして、円資金を作っていく

というやり方と、今とられようとして

いた、今後もできるだけそういうこと

でいくだらうと思います。

○参考人(堀江薰雄君) お答え申しま

す。これはどちらのほうにも有利な点

と不利な点があるようでございます。

コストだけから申しますと、おそ

らくは全国的な支店網をこなして、コ

ストの安い一般預金、特に当座その他

を集めることができます。そのためには人員がたくさん要ります。

また、事実上為替金利としては引き合

うことになつております。先ほど申し

ました、私どもの調達外貨につきまし

てもそういうことで運用いたしてお

りますて、これは決して赤字になつて

おりませんから、ただいま申しました

ことで運用できると思います。

○須藤五郎君 しきうとくさい質問な

ですが、今東銀は国内に二十五カ所

支店を持つていていますが、将来

これをふやしていくという計画はない

のですか。

○参考人(堀江薰雄君) 支店の増設に

つきましては、国内でも海外でも、こ

れは大蔵省の銀行行政になつております

して、私どもの一方的意向でもいけま

せんですが、私どもの専門銀行の発足

に、あるいは同業のために尽くしたい